

大田区都市計画審議会（第183回）

目 的	<p>1. 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可について（城南島二丁目）</p> <p>2. 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可について（京浜島二丁目）</p>
日 時	<p>令和6年7月31日（水）</p> <p>開会 10時00分</p> <p>閉会 10時40分</p>
場 所	<p><u>入新井集会室（4階 大・小集会室）</u></p>
委 員	<p>○ 中西正彦 ○ 谷口守 ○ 三浦詩乃</p> <p>欠 水野泰孝 ○ 山中誠一郎 ○ 佐谷和江</p> <p>○ 高瀬三徳 ○ えびさわ圭介 ○ 秋成おさむ</p> <p>○ 田村英樹 ○ 伊藤つばさ ○ 津田智紀</p> <p>○ 鈴木英明 ○ 北見公秀 ○ 峯滋</p> <p>○ 荻野稔 ○ 高谷博文（代理：小林予防課長）</p> <p>○ 三浦史雄（代理：藤野警務課長）</p> <p style="text-align: right;">○印出席者</p>
出 席 幹 事	<p>副区長（川野）</p> <p>まちづくり推進部長（西山）</p> <p>都市計画課長（深川）</p> <p>工業振興担当課長（高野）</p> <p>建築審査課長（大塚）</p> <p>清掃事業課長（三須）</p>

傍聴者 3名

深川幹事 本日は大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日司会を務めさせていただきます、大田区まちづくり推進部都市計画課長の深川です。どうぞよろしくお願ひします。

まず、審議に入る前に、本審議会の委員の交代がございましたのでご案内させていただきます。

令和6年5月27日付で区議会議員の委員、令和6年7月2日付で区民または東京都もしくは関係行政機関の職員の委員の交代がございましたので、紹介させていただきます。

皆様のお手元でございます、大田区都市計画審議会委員名簿をご覧ください。新任委員の皆様につきましては、名簿備考欄に「新任」と表示をさせていただいております。

それでは、副区長の川野より新任委員の皆様のご紹介をさせていただきます。恐れ入りますが、お名前をお呼びいたしますので、ご起立いただけたらと思います。よろしくお願ひします。

川野幹事 おはようございます。

それでは、名簿に従い、区議会議員の委員の皆様からご紹介をさせていただきます。

最初に、秋成おさむ委員様でございます。

秋成委員 秋成です。よろしくお願ひします。

川野幹事 よろしくお願ひいたします。

続きまして、田村英樹委員様でございます。

田村委員 田村でございます。よろしくお願ひいたします。

川野幹事 伊藤つばさ委員様でございます。

伊藤委員 伊藤でございます。よろしくお願ひいたします。

川野幹事 津田智紀委員様でございます。

津田委員 津田でございます。よろしくお願ひいたします。

川野幹事 どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、区民または東京都もしくは関係行政機関の職員を委員をご紹介させていただきます。

鈴木英明委員様でございます。

鈴木委員 鈴木です。どうぞよろしくお願ひいたします。

川野幹事 また、本日出席の幹事につきましては、ご覧いただいております

委員名簿の裏面のとおりでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

深川幹事 それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、次第が記載されておりますA4の資料をご覧ください。表面が次第、裏面に座席表。次に、表面に委員名簿、裏に幹事名簿となっております。

続きまして、諮問案件の資料でございますが、第1号案件がA4縦2枚と、右上に事前資料1と記載されているものでございます。

次に、第2号議案としてA4縦2枚と、右上に事前資料1-1から8-2と記載されている資料でございます。過不足はございませんでしょうか。

なお、本会議につきましては、DX化ペーパーレス化の推進を目的としましてタブレット端末を皆様の机の上に置かせていただいておりますが、こちらに資料を表示させていただきながら進めさせていただきたいと思っております。

なお、このタブレットにつきましては事務局のほうで操作いたしますので、そのままにしておいていただけたら順次資料が表示されてまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ここからの審議につきましては、会長に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

中西会長 皆様、おはようございます。

それでは、ここからは私のほうで進行させていただきます。

開会に先立ちまして、本日の審議会の成立及び傍聴につきまして、事務局より報告をお願いします。

深川幹事 本審議会の成立につきまして、ご報告申し上げます。

審議会の成立要件につきましては、大田区都市計画審議会条例第5条第2項において、審議会は委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができないと規定されております。

本日の出席状況でございますが、委員18名のうち出席が17名、欠席が1名、定足数を満たしております。

また、本日の傍聴申込数は現在3名となっております。

私からは以上です。

中西会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から報告がありましたように、定足数を満たしておりますので、本審議会は成立となります。

ここで、第183回大田区都市計画審議会の開会を宣言いたします。

審議に先立ち、本日の審議会の議事録署名委員は、これはどちらにお願いすることになっているんでしょう。私の手元のほうに、これ、書いていないんです。どなたにお願いすることになっていますでしょうか。

深川幹事 高瀬委員でお願いいたします。

中西会長 高瀬委員、ご指名ということですが、お願いしてもよろしいでしょうか。よろしいですか。

高瀬委員 はい。

中西会長 ご本人にお引き受けいただきました。皆様もよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中西会長 ありがとうございます。

それでは、高瀬委員、議事録の署名につきまして、よろしく願いします。

ここで傍聴者の入室を許可します。

(傍聴者入室)

中西会長 それでは、本日の議題につきまして、事務局より報告をお願いします。

深川幹事 本日の議題ですけれども、諮問案件が2件となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

中西会長 それでは、審議に入ります。2件とのことですが、第1号議案と第2号議案は、どちらも一般廃棄物処理施設の設置許可に基づくものでして、一括して審議とさせていただきたいと思っております。よろしく願いします。

大田区長より、大田区都市計画審議会会長宛てに、令和6年7月10日付で第1号議案「建築基準法第51条ただし書の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可について」(城南島二丁目)及び

第2号議案「建築基準法第51条ただし書の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可について」（京浜島二丁目）が諮問されましたので、これを議案といたします。

それでは、諮問文の朗読をお願いします。

深川幹事 それでは、諮問文を朗読させていただきます。

第1号議案と第2号議案につきまして、一括して諮問文を朗読いたします。

お手元に配付させていただきました諮問文の写しをご覧ください。

第1号議案「建築基準法第51条ただし書の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可について」（城南島二丁目）。

第2号議案「建築基準法第51条ただし書の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可について」（京浜島二丁目）。

このことについて、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき審議を求めます。

諮問の朗読は以上でございます。

中西会長 ありがとうございます。

それでは、この議案を上程いたします。

幹事より議案の説明をお願いします。

大塚幹事 建築審査課長の大塚と申します。私のほうから説明させていただきます。座って説明させていただきます。

第1号議案「建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について」（城南島二丁目）、第2号議案「建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について」（京浜島二丁目）、二つ併せて説明をさせていただきます。

まず、資料の確認でございます。まず第1号議案です。一番上は諮問文の写しとなっております。ページをめくっていただきまして、次に目次、事前資料1、施設計画図、次に事前資料2、位置図、それから事前資料3、都市計画の概要、次に施設計画概要で紙のほうですけれどもA3の事前資料4-1、概要、案内図、配置図がっております。事前資料4-2、4-3は立面図となっております。それから事前資料4-4、4-5、断面図でございます。次に事前資料5、処理施設の概要でございます。それから事前資料6、搬出

入計画でございます。次に事前資料7、環境影響調査項目の結果、環境保全対策、最後に事前資料8-1から8-3が写真となっております。

次に第2号議案でございます。一番上は同じように諮問文の写し、ページをめくっていただきまして、目次、次に事前資料1-1、1-2、施設計画書、次に事前資料2、位置図でございます。次にA3の事前資料3、都市計画の概要、次に施設計画概要で、事前資料4-1、概要、処理能力ほか、事前資料4-2、位置図でございます。それから4-3、既存施設の概要が続きまして、次にA3の事前資料4-4、配置図、4-5、4-6が立面図、断面図となっております。次に処理施設の概要でございまして、事前資料5-1、処理施設の概要、5-2、処理フローでございます。次に事前資料6、搬出入計画、次に事前資料7、環境影響調査項目の結果、最後に事前資料8-1、8-2の写真となっております。今日は大変多い資料ですけれども、こちらの資料でご説明をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、前回の審議会の内容と重複することもあると思っておりますが、今回の背景について説明をさせていただきます。

本件は、令和4年4月にプラスチックに関わる資源循環の促進等に関する法律が施行されていまして、プラスチックの資源循環の取組を進める必要が出てきており、地方公共団体においてもプラスチックを資源として回収する取組が徐々に広がる中、一般廃棄物処理施設の設置について、建築基準法第51条ただし書の規定により大田区に許可申請がなされたものでございます。

建築基準法第51条は都市において必要な施設である一方で、周辺環境に与える影響が大きい産業廃棄物処理施設について、都市計画においてその敷地の位置が決定していなければ新築または増築しなければならないとされております。

一方で、51条にはただし書の規定がございまして、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可する場合、政令130条の2の2で定める小規模な範囲内での建築の場合は、都市計画決定で位置を定めずに建築が可能となっております。

おります。

都市計画で定めた施設の大田区の例としては、城南島リサイクル施設や大田市場、京浜島と下丸子にございますごみ焼却場、臨海部の広域斎場といった恒久的、広域的な施設がございます。

今回の議案の2件につきましては、処理能力が日量5 t以上のごみ処理施設に該当する計画ではございますけれども、現に存する民間廃棄物処理施設の増設計画でございます。都市計画で位置を定めるような公共的な施設でもなく、恒久的かつ広域的処理を行うものでもないことから、51条ただし書により、本都市計画審議会にて、都市計画上の支障の有無についてご意見を伺いながら、建築許可の是非を判断するものでございます。

それでは、事前資料に沿って内容を説明させていただきます。

初めに、第1号議案でございます。第1号議案諮問文の写し、目次をめぐっていただきまして、事前資料1をご覧ください。

本件敷地は、城南島二丁目8番1号に位置しております。

申請者である事業主体の株式会社要興業は、平成22年に本敷地にて小規模の処理施設として建築をしております。城南島リサイクルセンターとして稼働しております。

現在、産業廃棄物処理とともに一般廃棄物処理を行っております。今回プラスチック系の一般廃棄物について、圧縮梱包の処理能力を増加させるため申請がなされたものでございます。

事業スケジュールは、今年11月の稼働を予定しております。

申請理由については、自治体で発生する廃プラスチックの処理需要に対応すべく、既存施設の処理能力増量により、社会貢献を行う旨が記載されております。

ページをめぐっていただきまして、資料2、位置図でございます。計画は城南島のほぼ中央辺りに位置しております。小さくて恐縮ですけれども、計画地と書かれたところが今回の該当地でございます。

ページをめぐっていただきまして、資料3、都市計画の概要でございます。計画地は、工業専用地域内に位置しております。

続きまして、資料をめぐっていただきまして、事前資料4-1以降が施設計画の概要となっております。

4-1から説明させていただきますけれども、当該施設内には処理施設であるリサイクル工場の鉄骨造平家建てと事務所棟の鉄骨造2階建ての2棟の建築物が既に建っております。

今回、既存施設の機械の一部入替を行いまして、既存の施設の処理能力を日量3.52tから14.48tに増量するものでございます。

資料右側に、建築物の配置図が示されておりますけれども、敷地は北側、西側、南側と三方道路に囲まれた敷地でございます。北側道路に敷地出入り口がございます。資料には、主な搬入ルートも併せて記載させていただいております。

続きまして、資料の4-2、4-3は、既存施設の立面図となっております。

資料4-4、4-5は断面図となっております。建築物については、今回改修の予定はございません。

次に、資料5、処理施設の概要をご覧ください。城南島リサイクルセンターの作業順路とプラント説明図になります。

搬入されたプラスチック系の廃棄物は①と書いてあります。資料右側の真ん中辺、荷受ヤードより流れ作業で選別、圧縮、梱包され、別の処理施設に搬出されるものでございます。

今回は、破袋機の変更、コンベアを移動、一部モーターの変更を行うことにより、処理能力を増量する計画となっております。

次に、資料の6、搬入出計画をご覧ください。東京都環境局と協議しながら図示の地点で交通量調査を行っております。

上段の表ですけれども、現在の搬出入車両は1日16台となっておりますけれども、処理能力増量により24台増加しまして、合計40台となる計画となっております。

交通量調査による調査地点の台数に比べ、交通への影響は軽微である旨、確認をしております。

次に、資料7をご覧ください。環境影響調査項目の結果、環境保全対策となります。

環境影響調査の結果につきましては、粉じん、騒音、振動、悪臭について、本計画地は工業専用地域ではございますけれども、参考

基準値として記載しております、東京都環境確保条例の工業地域基準等をいずれも満足するため、周辺環境への影響は支障がないと評価されております。

なお、環境影響調査は交通量調査と同様に、設置許可を行う東京都環境局と協議しながら行っております。

環境配慮事項としましては、2の周辺への環境対策をご覧ください。周辺地への環境対策として、建築物や車両の工夫、それから運用方法などの工夫が記載されているところでございます。

また、資料には記載がございませんけれども、近隣や地元の連合会には、既に説明を行っております、反対意見等は特になかったという報告を受けております。

次に、事前資料8-1から8-3、現地の写真でございます。

8-1は、写真撮影方法を示しております。本施設の周辺から撮影したものとなっております。

第1号議案の説明は以上となります。

続けて、第2号議案の資料の説明をさせていただきます。

議案2、諮問文の写し、目次をめぐっていただきまして、事前資料1をご覧ください。

本件敷地は、京浜島二丁目19の9号に位置しております。

申請者である事業主体の東港金属株式会社は、昭和54年より金属加工工場を京浜島に移転して営んでおり、平成6年より産業廃棄物処理業を始め、現在、第1から第6ヤードにて産業廃棄物処理施設、産廃保管施設、保管ヤード等を稼働しているところでございます。

今回は、そのヤードの隣接地に新たにプラスチック系の一般廃棄物の圧縮梱包する処理施設を建築するため、申請がなされたものでございます。

事業スケジュールとしましては、今年12月に建築しまして、令和7年4月の稼働を予定しております。

1枚めぐっていただき、資料1-2をご覧ください。

申請理由について、資源循環の取組みを進める為、受け皿となる処理施設を設置し、社会貢献したい旨が記載されているところでござ

ざいます。

続きまして、ページをめくっていただきまして、資料 2、位置図でございます。計画地は、京浜島の南東付近に位置しております。

ページをめくっていただきまして、資料 3、位置図でございます。計画地は、第 1 号議案と同様に、工業専用地域内に位置しております。

ページをめくっていただきまして、事前資料 4-1 以降、施設計画概要でございます。

既にもう事業をしている隣接地に新たに鉄骨造膜構造の平家建て、延べ面積約 500 平方メートルの工場棟と延べ面積約 240 平方メートルの原材料保管棟を建築予定でございます。

なお、これまでも廃棄物処理施設の敷地として利用されていた敷地となっています。

今回設置される施設の処理能力は、日量 36.78 t になります。

1 枚めくっていただきまして、事前資料の 4-2、計画地の位置図でございます。

それから、4-3、既存施設の概要でございます。

資料 4-2 には、主な搬入搬出 2 ルートを併せて記載しております。

また、4-3 では、1 から 6 の既存ヤードの位置と現在の施設の概要が記載されておりました、赤で示しております第 7 ヤードが、新たな一般廃棄物処理施設となるということで、今回申請が出ているということでございます。

次に、A 3 の事前資料 4-4、配置図でございます。敷地は南側で道路に接しておりました、敷地西側に工場棟、東側に原料保管棟が建築される計画でございます。

資料 4-5 は、工場棟の立面図、断面図。

それから、資料 4-6 は、原料保管棟の立面図、断面図となっております。工場棟の立面図のほうには、出入り口に扉が設けられている旨等が分かるかと思えます。

次に、事前資料 5-1、5-2、処理施設の概要をご覧ください。

当該処理施設も第 1 号議案の施設同様、搬入されたプラスチック

系廃棄物は1の定量供給機より流れ作業で選別、圧縮、梱包され、別の処理施設へ搬出されることとなります。

5-2は、そのフローを示したものでございます。

次に、事前資料6、搬出入の計画をご覧ください。こちらも東京都環境局と協議しながら、図示の地点で交通量調査を行っております。

下段のほうにある搬出入計画ですけれども、1日の搬入が2から4tのパッカー車30台、それから搬出が大型トラックトレーラーで5台の予定となっております。

こちらについても、交通量調査による調査地点の台数に比べ、交通の影響は軽微である旨、確認をさせていただいております。

次に、資料7、環境影響調査の項目の結果でございます。

環境影響調査の結果についても、こちら第1号議案同様に、本計画地は工業専用地域でございますけれども、参考基準として記載しています工業地域基準等をいずれも満足するため、周辺環境への影響は支障がないと評価しております。

なお、環境影響調査は、こちらも交通調査と同様に、東京都環境局と協議しながら行っているところでございます。

環境配慮事項に、周辺地への環境対策で、こちらも建築物や車両の工夫、それから運用方法などが記載されているところでございます。

また、こちらも地元の連合会、近隣への説明を行っておりまして、反対意見等は特になかったという報告を受けております。

次に、事前資料8-1から8-2、現地の写真でございます。

当該地の既存建築物は、既に解体されており、現在更地の状態でございます。

最後に、前回5月の都市計画審議会では本議案について事前協議でご説明させていただいたところですが、マイクロプラスチックの質問がございました。

これについて、今回いずれの施設もプラスチック廃棄物を選別、圧縮、梱包する施設でございまして、マイクロプラスチックを発生させる施設ではないということを確認しております。

最後に、許可についてでございます。

本件の2つの議案ですけれども、本計画について社会的な課題であるプラスチック資源循環の取組を推進するために必要な施設でございます。

それから、当該地で操業している事業者による機能の拡張でございます。また、埋立地の工業専用地域内の計画であり、環境影響調査の結果からも、周辺環境への影響は軽微であると考えております。

それから、近隣や地域の連合会には事業者より説明済みで、特に反対意見がないというところ、こういった点から敷地の位置が都市計画上支障はないと考えておりまして、本日、ご審議をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

中西会長　ご説明は以上ということでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、皆様、ご質問とかご意見がございましたら、よろしく願います。

えびさわ委員、願います。

えびさわ委員　資料のご説明ありがとうございました。

資料の説明で、ちょっと違うかなと思うところがあったので、2号議案の事前資料4-4、搬入路と搬出路のところの矢印が、これ逆なんじゃないかなと思うんです。

車の向きがスイッチターンして帰るのであれば、これちょっと何か変じゃないですか。搬入路で入ってきたトラックが、頭から入る形になっているのに、尻から入っていますよね。

出るときに、頭出してバックから出ていっている形になるんですよ。

だから、赤い搬出路が搬入路だったら分かるんです。頭から行ってバックで入ってこの形になっていて、青のラインが搬出路だったら真っすぐ出てくるんですけど、頭から。逆か矢印がややこしいのでこれ多分バックで入ってきて入れて、頭から帰るということじゃないですよ。基本的にこのスイッチターンでバックで入れているところは、オレンジ色のラインが搬入路じゃないかなと思うんですよ。出るときは青いラインで出てくるんだったら頭から出ていける

んですけど。ごめんなさい、細かいことで。

大塚幹事 ご指摘のとおりです。すみません、搬入路としては左側通行ですので、青が搬入路になっていまして、頭から入れるのであればこの状態で矢印は合っていると。ただ、点線で書かれている絵がバックになっていますので、こちら製品保管場所で荷下ろしをして、そこからトラックはすぐ出ていくというのを示したかった部分ではございますので、いずれにしても青い矢印が、まず真っすぐ行って、1回スイッチバックをしてバックで保管棟に入れて、赤い矢印で真っすぐ出ていくというところが正しいかと思っておりますので、そういう目線で見ただけであればと思います。申し訳ございません。

えびさわ委員 その目線で見たら絵が違っていたから。すみません、細かいことで。

中西会長 ご指摘ありがとうございます。

ちょっとこれは、入ってくる場所と出てくる場所、途中の端っこの部分が入れ替わっている感じですね。

ただ、実態としては、中で切り返しがあるということだということで、ご判断いただければと思います。

ほかいかがでしょうか。

まず、津田委員からお願いします。

津田委員 ご説明ありがとうございます。

これもすごく細かいというか単純な間違いだと思うんですけれども、事前資料の4-3なんですけど、既存施設をどういう感じかなとちょっと見てみたんですけども、いただいている資料だと、第1ヤードというのが二つあって、第2ヤードの説明があるんですけど。第2ヤードのその上の4-3ですね。ごめんなさい、第2号議案の4-3、すごく細かいところで恐縮なんですけど、一応、気づいたのでどっちかが第2ヤードだと思うので、ご確認いただければと思います。

以上です。

大塚幹事 至急確認してお答えをさせていただきます。

中西会長 確認が完了するまで他の質問よろしいですか。

北見委員、お願いします。

北 見 委 員 どうもご説明ありがとうございます。

この京浜島も城南島もそうなんですけども、昼間すごいですよ、トラックの量が。今回これ34tという8時間でと書いてありましたけども、そうするとプラスチックの量はすごいですよね。

それだけの物を荷受けするのに待たなきゃいけないと、公道で待たなきゃ無理ですよね。そういったところの部分の交通整理とか警備員の皆さんの指示とか、そういったところを業者のほうに義務づけるとか、そういうことをしないとですね、結構事故が多いんです、京浜島は、交通事故が。

そういうことを考えると、大型車が無断駐車を日常的にしている場所でもあります。

ですから、そういったところの部分を十分に鑑みて、事故はあんまりないんですけども、ただただこういってことで、今、見ているところは環境問題とか、工場の音の問題、異臭の問題、そういうのはクリアしてますけども、先ほど皆さんおっしゃってました出入り口のところを見るとウェイティングする場所はないんですよね。工場の中にトラックが待てる場所がない。

大田区のリサイクル施設はありますけれども、中で待てる場所がありますよね、ちゃんと見ていますけども。

そういうことを考えると、目いっぱい工場の中でやりますから、外に車を止めさせていただきたいというのが、この資料の概要ではないかなというふうに思っておりますけども、その辺はどういうふうにお考えでいらっしゃいますでしょうか。よろしく申し上げます。

中 西 会 長 じゃあ、ご回答、お願いします。

大 塚 幹 事 建築審査課長、大塚です。お答えをさせていただきます。

今、処理能力としては東港さんのほうが多いですけども、36tぐらいの量が増えるということになっています。

この台数については、搬入で30台、搬出で5台ということになっていますけれども、8時間の間にこういったものが出入りする中で、第2号議案の資料7をご覧いただきたいと思います。環境への配慮事項ということで、搬入業者には路上駐車禁止を要請し、施設敷地内での待機を求めます。ほかの施設1から6の中にも待機

できる場所があるということですので、そういった部分の待機を求めるといったこととか、搬入業者に搬入のタイミングの平準化、これ搬入予約システム導入を検討しているということですので、そういったソフト的な対応も今、考えていらっしゃるということでございます。

要興業さんについても、敷地内で何台か止めることができるというところと、あと、こちらも7の配慮事項に記載をさせていただいていますけれども、大気汚染防止のところですね、廃棄物運搬車両が増加しても道路で待機車両が発生しない廃棄物受入計画をしていくということで、ソフト面で対応していく部分と、敷地内で滞留を防ぐという部分で、路上駐車をしないように取り組んでいくということで、お話を伺っているところでございます。

中西会長 説明は以上でよろしいですか。

ということだそうですが、北見委員、いかがでしょうか。

北見委員 ぜひ、厳守していただきたいというふうに思います。

中西会長 対策は打たれているので、それをしっかり運用においてもということですね。

北見委員 お願いします。

中西会長 はい、お願いします。

大塚幹事 先ほどの第1第2ヤードの話ですけれども、事前資料の4-3をご覧ください、誠に申し訳ございません。資料でいう真ん中の道路に面している大きい部分が第1ヤードになりまして、その南側にあるものが第2ヤードになります。図面でいうと下側になるところが、第1ヤードと書かれていますけれども、こちらが第2ヤードの間違いでございます。失礼いたしました。

中西会長 ということですが、よろしいのでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

田村委員、お願いします。

田村委員 ありがとうございます。

今、大田区ではそのプラスチックの回収を地域を限定してやっているとあります。それを令和6年、これから全区展開していく中で、

資源回収という部分では積極的に大田区も取り組んでいくと、この流れの中で今回こういった事業の拡充がされていくのかなというふうに思っています。

そんな中で、今、北見さんのほうからもご質問がありましたとおり、やっぱり環境ですよね、路上駐車、待機のトラック、これがすごく日常的に多いという部分では、私も認識しております、せんだって土曜日ですけども、午前中ちょっとこの京浜島と城南島を回ってみましたが、やはり土曜日ですら止まっている状況。

一方で、京浜島にもつばさ公園があって、城南島にはキャンプ場があってということで、一般の区民の方、区外の方々も結構利用されている方が多くて、そんな中で一般車両とトラックの事故みたいなものも懸念されるのかなというふうに思っています。

そんな中で、第2号議案には、搬入時間が8時から17時と記載されてあって、第1号議案にはちょっとなくて、それとともにこの搬入される曜日というのは決まっているのか、この辺をちょっとお聞きしたかったんですけど。

中西会長 ご回答をお願いします。

大塚幹事 こちらについては、今、時間については議案の資料の4-1になりますけれども、稼働時間が8時間ということで8時から17時という稼働時間が記載されています。1号議案の4-1です。8時間という稼働時間になりますので。

2号議案のほうも4-1に、8時から17時、8時間というふうに記載されています。

搬入のほうの話なんですけれども、基本的には、これ一般廃棄物になりますので、自治体が回収する日になるかと思えます。

ですので、今、どこの自治体の搬入を受け入れるかというところまでは細かく決まっていないというふうに伺っていますので、そういったところの点で、基本的には日曜日の搬入はないかなというところなんですけれども、場合によっては土曜日はあり得るかなという部分でございます。

中西会長 田村委員をお願いします。

田村委員 失礼しました。大田区だけではなくて、23区のプラスチックを

回収して、ここで処理していくと、こういう流れですか。

中西会長 ご回答、お願いします。

大塚幹事 今のところは、どこの区というふうには決まっているわけではないようです。

田村委員 ありがとうございます。

中西会長 よろしいですか。ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問、ご意見は出尽くしたように思いますので、お諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

いろんなご指摘はありましたものの、大きな修正のご意見ということではなかったように思われます。

ということで、こちらのほうからの案としましては、まず第1号議案については、諮問のとおり定めることが適当である旨、答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中西会長 ありがとうございます。

それでは、ご異議ありませんので、まず第1号議案については、諮問のとおり定めることが適当である旨、答申いたします。

次に、第2号議案につきましても同様ということで、諮問のとおり定めることが適当である旨、答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中西会長 ありがとうございます。

それでは、こちらもご異議がないということで、第2号議案については、諮問のとおり定めることが適当である旨、答申いたします。ありがとうございます。

それでは、本日の審議は以上で終了となります。

本日はお忙しい中、貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。ありがとうございました。

それでは、司会を事務局にお戻しいたします。

深川幹事 委員の皆様、本日は大変貴重なご意見、本当にありがとうございます。

ました。

私からは、この後2点、事務連絡をさせていただきたいと思いません。

まず1点目ですけれども、この後の視察についてです。前回の都市計画審議会で報告しました、(仮称)大森八景坂景観形成重点地区の追加指定に伴いまして、この後、実際に大森駅西口八景坂を皆様と一緒に歩きたいと思っております。ご都合のつく方は、ぜひご参加いただきたいと思います。

この後、一度解散した後、10時45分に改めて参加される方は、今、座られている席のほうにまた集合いただけたらと思しますので、どうぞよろしく願いいたします。

2点目、次回の開催についてです。次回が、第184回大田区都市計画審議会となります。

開催予定日は、令和6年10月24日、木曜日、会場は、東急多摩川駅の駅前にございます田園調布せせらぎ館にて午後2時より予定してございます。

改めまして、お忙しい中ではありますけれども、こちらのほうご出席をどうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第183回大田区都市計画審議会を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

午前10時40分閉会